

## 第2期釜石市国土強靱化地域計画〈概要版〉

### ● 計画策定の趣旨

#### 1 計画策定の趣旨

平成25年12月、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、施策を総合的かつ計画的に推進するため、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）が公布・施行されました。

当市においても、基本法に基づき、大規模自然災害が発生しても釜石市民の生命及び財産を災害から保護し、安全・安心な地域社会の構築に向け、令和3年度から5年の計画期間で、釜石市国土強靱化地域計画を策定しました。このたび、令和8年3月に計画期間が満了となるため、引き続き国土強靱化を図るため第2期の計画を策定するものです。

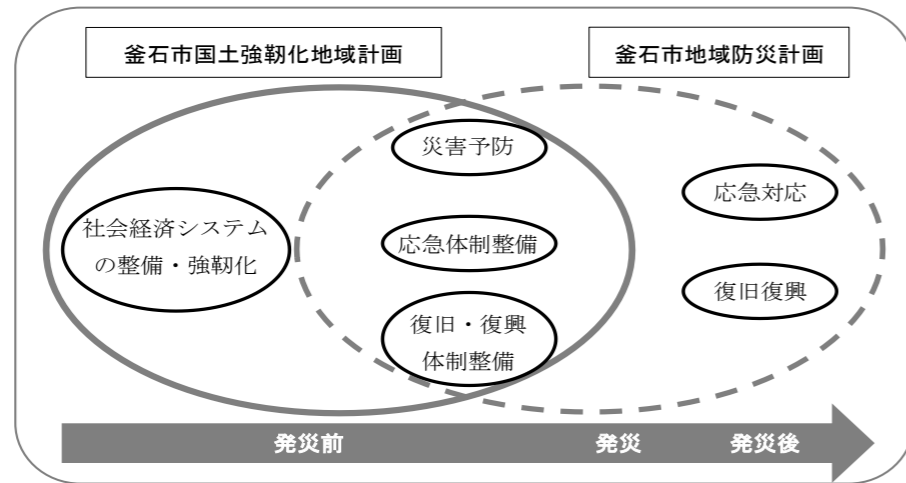
#### 2 計画の位置づけ

釜石市国土強靱化地域計画は、基本法第13条の規定に基づく計画として、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための計画です。

なお、当計画は、国の国土強靱化基本計画、岩手県国土強靱化地域計画並びに第六次釜石市総合計画、釜石市地域防災計画等と整合・調和を図るものとします。

#### 3 釜石市国土強靱化地域計画と釜石市地域防災計画との関係

釜石市地域防災計画は、災害ごとの被害を想定し「予防」から「復旧・復興」までの対応策を取りまとめているのに対し、釜石市国土強靱化地域計画は、あらゆるリスクを想定し、リスクを回避するために平時から継続的に取り組むべき強靱化の基本的な方向性を取りまとめたものです。



#### 4 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5ヶ年とします。

#### 5 主な変更内容

国土強靱化基本計画（令和5年改定）や、岩手県国土強靱化地域計画の見直しを踏まえ、近年の災害特性や社会情勢の変化を反映しています。

例えば、想定災害に集中豪雨や山林火災を加えたり、デジタルの活用に関する方針等を加えています。

また、想定災害等の見直しに伴い、計画全体の想定リスク及び脆弱性評価を更新しています。個別事業については、既に完了した施設整備や解体事業を整理するとともに、事業の追加や、事業の見直しによる事業名称の変更等を行っています。

### ● 基本的な考え方

#### 1 基本目標

いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られること
- (4) 迅速な復旧・復興を可能にすること

#### 2 事前に備えるべき目標

いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、

- (1) 直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動等を迅速に行うとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- (3) 必要不可欠な行政機能を確保する
- (4) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (5) 情報報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早急に復旧させる
- (6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

#### 3 基本的な方針

(1) 市民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理	(2) 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化
(3) デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化	(4) 災害時における事業継続性確保を始めた官民連携強化
(5) 地域における防災力の一層の強化	

### ● 想定する自然災害

当市のこれまでの災害記録等から、市内で発生しうる大規模自然災害を次のとおり想定します。

自然災害の種別	
1	地震
2	津波
3	風水害
4	土砂災害
5	その他（大規模火災等）

### ● 計画の推進

限られた人材・財源の中で、より効率的に国土強靱化を進めるために、各施策を総合的に取りまとめた本計画の機能を十分に発揮し、関係機関の連携・役割分担を行いながら、総合的・長期的な視点による国土強靱化を推進してまいります。

また、計画の推進に当たっては、市民、企業、NPOなど、地域社会を構成するあらゆる主体の取組が効果的で持続的なものになるようにするとともに、各地域のみでは対応しきれない課題について多様な連携の取組により推進してまいります。